

「乳幼児医療費助成制度」↓「こども医療費助成制度」

入院時の医療費助成が 10月から中学校卒業までに拡充へ

問い合わせ 子育て支援室 大石 ☎(23)0035

子どもの健やかな成長と家庭の経済的負担を軽くするため、乳幼児を対象とした医療費助成制度が運用されています。10月からは小学生から中学生までの間に入院した場合に限り、医療費を助成することになりました。名称も「こども医療費助成制度」に変わります。

- 対象 市内に住所があり、各健康保険に加入し、次に該当する人
- ・乳幼児（0歳から小学校入学前の3月31日まで）
 - ・小学生および中学生

【乳幼児】 *現行制度と変更なし

助成の範囲 入院および通院した場合の医療費を助成
 利用者負担額 ▶入院＝1日500円
 ▶通院＝1回500円(月5回目以降の利用の場合は負担額はありせん)
 助成方法 「こども医療費受給者証」を医療機関窓口へ提示することにより、その場で医療費助成を受けることができます。なお、以下の場合には償還払い(払い戻し)申請により助成を受けることができます。持ち物は、領収書、保険証、保護者の預貯金通帳(口座番号が分かる物)、印鑑、こども医療費受給者証です。
 ・こども医療費受給者証を持参しないで受診した場合
 ・静岡県外の医療機関を受診した場合
 ・養育医療や育成医療などといった公費負担医療を利用した場合

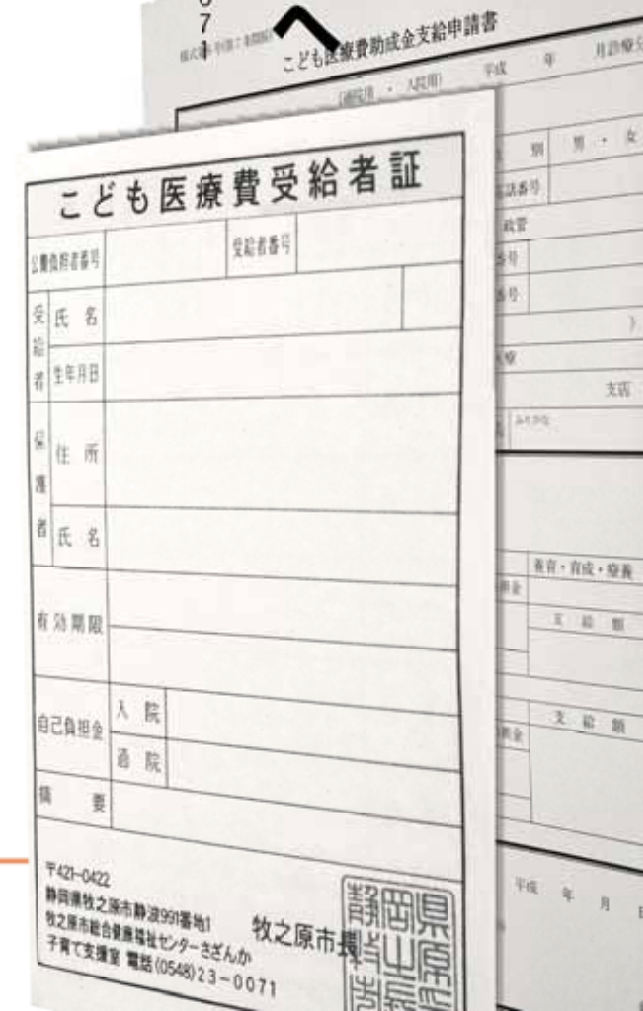
【小学生、中学生】 *10月から

助成の範囲 入院した場合のみの医療費を助成
 利用者負担額 ▶入院＝1日500円
 助成方法 医療機関の窓口で医療費の被保険者負担を支払った後、市役所子育て支援室に償還払い(払い戻し)の申請をすることにより助成を受けることができます。
 小学生および中学生には「こども医療費受給者証」を交付されません。
 持ち物は、領収書、保険証、保護者の預貯金通帳(口座番号が分かる物)、印鑑です。

10月から受給者証が更新されます

乳幼児を対象に交付している「医療費受給者証」が更新されます。9月下旬に水色の封筒で郵送されます。10月からはその新しい受給者証で受診してください。10月になっても届かない場合は連絡ください。

*写真はイメージ。



65歳以上の年金受給者の人必見 公的年金分の住民税は 公的年金から引き落としされます

問い合わせ 税務室 植田 ☎(23)0035

住民税は前年の所得に対し課税されます。

公的年金からの住民税の引き落とし制度が平成21年度から始まっています。この制度は公的年金分住民税が対象で、新たな税負担が生じるものではなく、年間税額に変わりはありません。

年金所得のほかに給与所得や事業所得がある場合には、その分の住民税については、今までどおり給与からの引き落としや口座振替、納付書による納税となります。

■対象

- 公的年金所得があり住民税が発生する人
- ・65歳になり初めて4月1日を迎える人
その年の10月の支給年金分から年金所得分住民税の引き落としが始まります。
 - ・65歳以上で前年度から住民税の引き落としが始まった人
4月の年金支給分からすでに引き落としが始まっています。

■引き落としがされない人

- ・4月1日現在で65歳になっていない人
- ・年金収入はあるが、課税所得として発生しない人
- ・介護保険料が年金から引き落としされていない人

■引き落としが中止になる人

- ・公的年金所得に修正があった人
- ・牧之原市から転出された人
- ・死亡した人

■注意してください

年金からの引き落としを中止し、口座振替などで納付することを選択することはできません。

■年金引き落としの例

- ・65歳になり初めて4月1日を迎える人(公的年金の住民税年税額が60,000円の場合)

納付	口座振替または納付書		年金からの引き落とし		
	6月	8月	10月	12月	2月
納期	6月	8月	10月	12月	2月
税額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
割合	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

*割合は年税額に対する割合。

- ・前年度から住民税の引き落としが始まった人(公的年金の住民税年税額が63,000円の場合)

納付	年金からの引き落とし					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納期	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	10,000円	10,000円	10,000円	11,000円	11,000円	11,000円
割合	2月に引き落とされた金額と同額			残りの金額を3回で引き落とし		

*割合は年税額に対する割合。